大学入学資格検定の根拠法令

○学校教育法（抄）
昭和二十二年三月三十一日
法律第二十六号

第五十六条　大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程に相当する学校教育を修了したものを含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

▼○学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

第六十九条　学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二　文部科学大臣の指定した高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　文部科学大臣の指定した者

四　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

五　大学入学資格検定法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

六　大学において、個別の入学資格審査により、大学に入学資格を有すると認められた者で、十八歳に達したもの

▼○大学入学資格検定規程（抄）
昭和二十六年六月二十二日
文部省令第十三号

第二条　資格検定を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号、第五条及び第五条の二第一項において同じ。）又は高等専門学校に入学することのできない者であつて、中等教育学校の後期課程、高等学校の専攻科、特別支援学校の高等部の専攻科、専修学校の高等課程、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科、特別支援学校の高等部の専攻科、専修学校の専門課程、高等学校の第三学年までの課程、中等教育学校の後期課程を含む。）を修了したことが

二　第五条第三項及び第五条の二第三項を除き、以下同じ。）の定時制の課程又は通信制の課程に在学している者

三　資格検定前に掲げる者のほか、受検しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）の終わりまでに満十六歳以上になる者（高等学校の全日制の課程に在学しているものを除く。）又は高等専門学校に在学している者

○学校教育法施行規則（抄）
昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号

▼第六十三条　学校教育法第四十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　文部科学大臣の指定した者

四　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

五　その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者